

審 議 結 果

会 議 名	川口市協働推進委員会第1回委員会
開 催 日 時	令和3年10月6日(水) 10時00分から11時30分
開 催 場 所	川口市立かわぐち市民パートナーステーション会議室1～3
出 席 者	石坂委員長、小野寺副委員長、美田委員、城守委員、佐藤委員 梁川委員、岩城委員、岩崎委員、児玉委員、永瀧委員、國分委員、 草柳委員、青山委員 石坂市民生活部長、協働推進課 五十川課長 協働推進課 船津課長補佐、大崎主査、本間主事
議 題	1 開 会 2 委嘱書交付式 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 正副委員長の選任(互選)について 6 諮問及び前委員会からの引継事項について 7 議 事 (1) 報告事項 ア 「川口市における協働の現状」について (2) その他 8 閉 会
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名

会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市協働推進委員会委員名簿 資料No.2 引継書（写）「本市における協働の推進に関する施策について」 資料No.3 諮問書（写）「本市における協働の推進に関する施策について（諮問）」 資料No.4 「本市の協働の場づくりに係る意見等」 資料No.5 川口市における協働の現状について 参考資料1 通称まちはみんなでつくるもの条例（緑リーフレット） 参考資料2 川口市協働推進条例（通称まちはみんなでつくるもの条例）の手引き 参考資料3 川口市協働推進委員会規則 参考資料4 答申書（写）「本市における協働の環境づくりと啓発について（答申）」 別 紙 今後の審議の進め方について
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審 議 経 過

1 開会

2 委嘱書交付式

- ・ 奥ノ木市長より各委員に委嘱書を交付した。

3 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より挨拶を行った。

4 自己紹介

- ・ 事務局より配布資料（机上配布）について説明した。
- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局自己紹介

5 正副委員長の選任（互選）について

○事務局

川口市協働推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長を委員の互選により選任するため、委員長、副委員長ともに1名の選出をお願いします。まず、委員長の選任について、

自薦、他薦はあるか。

○委員

前任で副委員長だった石坂委員を委員長に推薦する。

○事務局

ただいま、石坂委員を委員長にとの声があったが、委員長に石坂委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

次に副委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員長

小野寺委員を推薦する。

○事務局

ただいま、小野寺委員を副委員長にとの声があったが、副委員長に小野寺委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

それでは、石坂委員長、小野寺副委員長に一言ずつご挨拶をお願いします。

(石坂委員長、小野寺副委員長挨拶)

これ以降の議事の進行については、川口市協働推進委員会規則第3条第1項の規定により、議長として議事の進行を石坂委員長にお願いします。

なお、事務局より出席委員数が委員定数の過半数に達しており、川口市協働推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立していることを報告する。

○議長

規定により議長を務める。委員の慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行への協力をお願いする。

- ・ 議長が会議録署名人を確認した。
- ・ 議長が事務局に会議の傍聴希望者がいないことを確認した。

6 諮問及び前委員会からの引継事項について

○議長

では、ここで「次第6 諮問及び前委員会からの引継事項について」に移る。通常であれば、この委員会は協働に関する市長の諮問を受け、その答申を2年の任期中に行うところだが、前期の委員会では、新型コロナウイルス感染症の状況により、会議の開催が十分にできず、議論を深めることができなかった。前期委員長から今期の委員会で継続審議をしてほしいと引継書の提出があったことから、前期副委員長であった私から説明させていただく。

資料2「本市における協働の推進に関する施策について」の資料を補足しながら、説明する。まず、「1. 協働の場づくりにおいて世代を超えて参加する仕組みづくり」について説明する。新型コロナウイルス感染症の影響により、他者とのコミュニケーションを図る機会が減少している現状において、ウィズコロナ、ポストコロナを考えていくには、他者とのコミュニケーションを図れる場として、協働の場づくりをしていく必要がある。そのため、前期委員会では、その手法を審議してきた。前期の意見として、町会や自治会、学校などとの連携の他、事業の連携、SNSの活用など、様々な手法があげられているが、どんな場をつくっていくことが、協働や市民活動の発展に結びつくのかについて、委員の皆様からご意見を頂戴したい。続いて、「2. 外国人が参加しやすくなる仕組みづくり」においては、外国人住民が多い川口市ならではの視点として、外国人住民が市の取り組みに参加してもらうには、どのような手法があるのか議論をしてきた。前期委員より、パンフレットの作成、既存コミュニティの連携などの意見が出されたが、今期の委員の皆様からも様々なご意見を頂戴したいと考えている。その他の意見として、町会、自治会のみならず市民活動団体やNPOとの

連携方法、コミュニティビジネスやクラウドファンディングの活用などの意見が出ていた。また、現状の課題としては、資料のとおりであるが、特に協働におけるコーディネート力の向上については、大きな課題となっていると考えられる。団体同士をつなぐ、行政と民間をつなぐといったコーディネート力が高い自治体は協働がうまくいく傾向にある。川口市は協働推進条例の中で行政や市民等の役割を定めている。その条例に基づき、それぞれが役割を果たせるような仕組みをつくり、協働を推進していくことが求められている。前回の審議事項を引継ぎ、今後の委員会の中で議論を進めていきたい。

○議 長

ここまでのところで、何か意見がある方はいらっしゃるか。

○委 員

外国人の参加しやすさの点で話をすると、私は町会、自治会に関わっているが、外国籍の方で町会に入っている方がいる。私の町会では、町会に入っている方を起点として、他の方に情報を発信してもらうよう働きかけようとしている。

○議 長

費用や言語などの課題がある中、キーパーソンと連携を図っていくことは重要である。お話いただいたように、他の地域においても、その地域の特色に合わせた事例があると思われる。他の委員の皆様もご意見があれば、今後の議論の中で、積極的にご発言をいただきたい。

6 諮問及び前委員会からの引継事項について、他になにかご意見はあるか。

(「特になし」との声あり)

7 議事(1) 報告事項 ア 川口市における協働の現状について

○議 長

それでは、7 議事に移る。7 議事(1) 報告事項 ア「川口市における協働の現状について」、事務局より説明を求める。

○事務局

7. 議事（1）報告事項に移る前に、本委員会の目指す所について、諮問及び前委員会からの引継事項を踏まえ、説明する。資料3をご覧ください。市長からの諮問は、令和2年1月9日付、「本市における協働の推進に関する施策について」となっている。この内容は、最終ページ参考資料4 令和元年6月28日付「本市における協働の環境づくりと啓発について」で諮問に対し、当時の委員会から協働を進めるにあたり、「1. 協働の啓発・育成、2. 情報発信、3. 協働の場作り、4. 制度・体制、5. 協働の推進にあたって」の5つの項目について、要点をまとめた答申をいただいた。資料3に戻る。諮問は前回の答申の実現にあたり、「3. 協働の場づくり」において、世代を超えて参加する仕組みづくりを構築するために、市として具体的にどのような取り組みが考えられるのか議論いただくこと。また、その議論を進めていくにあたり、外国人住民も参加しやすいような視点を踏まえて、議論を進めていただきたいとの内容となっている。この諮問を受け、前回の委員会では、協働の場づくりにおいて、「1. 世代を超えて参加する仕組みづくり」と「2. 外国人が参加しやすくなる仕組みづくり」について、委員のご意見を伺ったところ、資料4のとおりとなっている。

先ほど委員長よりご説明いただいたとおり、この諮問に対しては、前回委員会からの継続審議となっている。今後の当委員会の流れとしては、本日、この後、「次第7 議事（1）報告事項」において、本市の協働の取り組みを説明する。次回以降の委員会では、本市の取り組みや前回委員会の議論を踏まえ、年に1～2回程度、議論を重ねていただく。どのような手法で施策を展開することが、効率的で効果的か、課題やその課題を解決するためにどのような仕組みを整えていくべきなのか、といった具体的な議論を深めていただき、最終的には、2年の任期内に答申として、ご意見をまとめることができると考えている。事務局からの説明は以上である。

○議長

ただいまの説明にあったとおり、前回の諮問事項を引継ぎ、当委員会で議論していくこととなる。質問等はあるか。

(「特になし」との声あり)

○議長

それでは、あらためて議事に入る。7 議事(1) 報告事項 ア「川口市における協働の現状について」、事務局より説明を求める。

○事務局

次第の7 議事 (1) 報告事項ア川口市における協働の現状について、説明申し上げる。説明は、資料5に沿って行うが、条文や条文解釈については、参考資料1と参考資料2をご確認いただきたい。この川口市協働推進条例は、平成24年4月1日に施行されている。多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めたものとなっている。条文の主な内容は、川口市自治基本条例において、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを自治としており、その自治を実現するために、市と市民は協働することと規定している。本条例の目的は自治を実現することであり、そのために協働の理念と原則のほか、市民と行政の役割を定めている。理念は、協働に対する姿勢や考え方を規定しており、協働の担い手同士がそれぞれを尊重し、多様なつながりをもった関係性を構築、ともに社会を支えあうこと、そして、その多様な協働の担い手がそれぞれの長所を活かしながら、人、地域、社会全体を成長させ、その成果を次世代に継承していくことであると定めている。原則は、協働の理念を達成するため、それぞれが理解すべき根本的なことを規定しており、協働をする際には、互いの自主性を尊重し、理解し合い、協働で行うことについては、広く市民の共感が得られるよう努めること、また、協働を進めていく上では、互いの情報を共有し、双方向に発信、活用するよう努めることで、協働の効果を高めると、定めている。その他としては、市民等の役割、市の役割、協働の人づくり、協働の提案、地域における協働の仕組みづくり、協働を推進する体制の整備、などを定めている。説明は省略するが、後ほど、条文をご確認いただきたい。次に、本条例の主な特徴を説明する。1 つめは、協働に関する条例は他市にもあるが、本市の条例は、「まちはみんなで作るもの条例」という通称名がある。これは、条例策定当時、策定委員会において、条例の議論が重

ねられ、当時の委員の皆様の思いが、込められたものとなっている。2つめとして、他市では手続きを定めた条例もあるが、本条例は理念条例となっている。3つめは、市と市民との協働において「市民等」には「市民」、「地縁団体」、「市民団体」が含まれており、地縁団体の中には、町会や自治会のほか、マンション管理組合も協働の担い手として想定したものとなっている。また、市民団体の中には、社会貢献団体のみならず、趣味やスポーツなどの生涯学習分野の団体も含まれている。最後に4つめとして、協働といえば、行政と市民が協力関係を結ぶことであるが、条例の中では、市民同士が行う活動も協働の基盤とし、共助の考えが記載されている。以上が条例の説明となる。続いて、本委員会の今までの審議の経過について説明する。平成25年7月には「川口市における協働の総合的な推進について」が諮問され、協働の総合的な進め方について議論を行った。答申として、1 市民同士及び市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと、2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進することの3点にまとめていただいた。この諮問には継続審議があり、かわぐち市民パートナーステーション分室、分室とは、旧並木公民館で主に盛人大学を開講していた施設のことであるが、この分室について、条例上で位置づけることが審議された。分室については、平成28年に条例設置したが、建物の除却に伴い、令和3年3月31日付で廃止となっている。なお、盛人大学事業は、かわぐち市民パートナーステーションで引き続き実施している。次に、平成28年10月には、新たな諮問として盛人大学学旨の改正が審議された。「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」と答申いただいた。設立当初の目的であった50歳以上を意味する盛人の社会貢献を明確にすることと、総合計画の将来都市像を踏まえたものとして、新たな学旨の提案をいただいた。平成29年11月には、「本市における協働の環境づくりと啓発について」が諮問され、協働推進条例の制定から5年が経過し、さらなる協働の推進が必要との観点から、協働の環境づくりと啓発について、審議された。答申として、「1 協働の啓発・育成 2 情報発信 3 協働の場づくり 4 その他制度・体制等 5 協働の推進にあたって」として、要点を5つにまとめていただいた。先ほ

ども申し上げたが、この答申の写しは、参考資料4として資料に添付させていただいている。

令和2年1月には、「本市における協働の推進に関する施策について」が諮問され、前期委員会の議論を引継ぎ、本委員会で継続して審議していただくという経緯は先ほど説明したとおりである。次に、協働が必要である背景や課題とその効果についてだが、まず、背景と課題については、5つある。1つめは、社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化である。資料には主な社会環境の変化を記載させていただいたが、これらの変化が複雑に絡み、住民ニーズは多様化している。2つめは、住民ニーズの多様化に伴った行政ニーズの多様化である。行政は安定的に公平で均一なサービスを提供するという原則がある一方で、多様なニーズに行政のみで応えるためには新たな財政措置が必要となる。多様化した住民ニーズに応じた個別的で柔軟な対応は、行政のみでは難しいため、これらのニーズを独自に、または行政等と協働して解決する公共の担い手が注目されるようになっている。そこで、3つめとして公共の担い手としての市民活動団体による市民活動の活性化である。本市ではNPO法人の登録が令和2年度末で146団体あり、さまざまな活動をしている。なお、同時期の埼玉県全体では2,143団体となっている。また、同時期のかわぐち市民パートナーズステーションには、NPO法人や法人格のない任意団体も含め、270団体の登録があり、それぞれが様々な活動を行っている。4つめは、地域コミュニティの希薄化である。従来、町会や自治会が持っていた教育、防災、福祉などの機能が低下しており、国などでも地域コミュニティ施策を打ち出している現状がある。現に市民の方で、隣に誰が住んでいるのか知らない方が、増えているのではないだろうか。そのような状況下において、5つめとして、協働や共助社会の大切さについて、市民の方々の理解を深めることの重要性である。例えば、介護が必要な状態になっても地域で支えあいの仕組みをつくる「地域包括ケアシステムの構築」や災害時の救助活動などは、まさに協働、共助社会なくして成り立たない。本市において、誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためにも、協働への理解を深めていくことが重要となっていると思われる。次に、協働の効果であるが、地域や専門分野などの細かいニーズへの対応ができる、それぞれが持つ得意分野のノウハウを利用して、適切迅速に対応が

できる、行政における財政基盤の安定化への寄与、市民等と行政の目的が共有され効率的で効果的なまちづくりが推進されるなどの効果が期待される。資料には、主な協働の事例として4つほど挙げたが、一例となっている。ここまで説明した背景・現状を踏まえ、本市における協働の関連施策について説明申し上げる。1つめはボランティア人づくり基金である。市の積立金のほか、毎年市民からの寄付金を積立て、協働推進課が実施するボランティア関係事業で運用している。2つめは、青少年ボランティア育成事業である。こちらは川口市社会福祉協議会と協働して行っている事業で、小学生から概ね25歳までの青少年を対象に、ボランティアに参加する機会や関心を高めるための事業を実施している。具体的には小学生を対象に、土曜日に開催している、手話、点字、車椅子体験などができるこどもフリーさろん、夏休み期間に古切手の整理や盲導犬体験などができる夏休みこどもボランティアさろん、同じく夏休みに、中学生以上で概ね25歳までの青少年を対象とした、福祉施設や市民団体の事業に参加し、ボランティア体験ができる青少年ボランティアスクールなどの事業がある。3つめの助成金事業は2つあり、市民活動助成金と協働推進事業助成金である。市民活動助成金は、市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、かわぐち市民パートナーステーション登録団体から事業を募り、地域の課題に対し、自主的に取り組む事業に対し、助成をしている。協働推進事業助成金は、行政が取り組む課題を解決するために行政と協働して事業を行う団体等に助成をしている。4つめは、ボランティア見本市とボランティア広場である。ボランティア見本市は、かわぐち市民パートナーステーションに登録している団体の活性化や市民の方々の社会貢献に関する関心を高めることを目的とし、川口市民ボランティアの日と制定した、10月第3日曜日に開催、各団体の事業紹介や団体間の交流を促す事業となっている。また、ボランティア広場は、年約3回、市民活動に役立つ講座を開催し、情報提供と団体同士の交流を通して、市民活動の活性化を目的とした事業となっている。5つ目として、本市では、市職員が川口市協働推進員として団体の活動現場を訪れ、交流を図ることや団体からの相談に応じるなどの支援を行っている。主なものを掲載しているが、ヒト・モノ・カネのマッチングなど、多岐に渡る。最後に、6つめとして盛人大学事業である。50歳以

上の方を成熟した盛んなる人という意味合いで、「盛人」とし、その盛人の方々の交流と地域参加の機会を提供すること、卒業後は社会貢献活動を行い、地域で活躍する人材を育てることを目的に開校している。多くの卒業生が新たな団体の立ち上げや、既存の団体に参加するなど、社会貢献活動を始めている。本市の協働に関する説明は、以上である。

○議長

様々な協働に関する事業の説明があった。説明の中であったボランティア見本市であるが、今年で開催するのか。

○事務局

ボランティア見本市は、令和3年10月17日（日）に川口駅東口前のキュポ・ラ広場でオンラインと会場とのハイブリットで開催する予定である。

○議長

新型コロナウイルス感染症により、ウィズコロナでの新しい生活様式に合わせた多様な手法を模索する必要性が出てきている。事務局から説明があった助成金はリモートの活用に利用するといった考え方も必要となってくるかと思われる。現状では利用できるのか。

○事務局

市民活動助成金はインフラ経費が助成対象経費の対象となっていないため活用が難しいが、協働推進事業助成金であれば、活用が可能である。

○議長

このような助成金があることを知らない方も多いと思われる。このような情報をいかに周知していくかが必要である。また、盛人大学はそもそも50歳以上を対象としているが、その理由はどのようなものなのか。

○事務局

過去に全国の成人式において、新成人の行為が問題となったことがあったが、その親世代である50歳の方々が、新成人に大人としての見本をみせようと盛人式を始めたことがきっかけであり、現在は、50歳以上の方を対象とし、社会貢献活動をする人材を育てるこ

とを目的として実施している。

○議長

多様性のことを考えると50歳以上と限定しなくともよいような気もする。対象の枠を再検討してもよいかと思う。

○委員

私は盛人大学を受講しているが、実際に受講している方々は60歳以上の方が多く感じている。

○議長

退職後のセカンドステージとして、学ぶ場になっているということか。盛人大学で学んだことや現役時代の経験を地域貢献に活かすという取り組みとなっているのはよいことだと思う。社会活動が切れてしまう世代がある。子育て世代、特に女性は子どもが中学校を卒業すると地域との接点が切れてしまい、子どもが成長した後に地域活動に再び関われるタイミングとなるということがよく言われている。そのことを考えると盛人大学は世代間を結ぶというよりは、セカンドステージの支援といったことが目的となっていると思われる。

○委員

盛人大学を受講して思うことは、コースによって内容が異なるが、講義を通じて、仲間づくりができるという利点がある。

○委員

60歳以上の受講生が多いのは、授業が月曜日の日中に行われるものが多いため、受講できる方がその世代になるからと思われる。

○委員

今後の働き方として定年の引き上げが考えられることから、60歳以上の方でも受講ができない方も出てくるのではないか。

○議長

今後、70歳定年といったことが想定されるので、そのあたりの再検討も必要となってく

と思われる。事務局より盛人大学以外にも市の取り組みを説明いただいたが、その取り組みで不明な点などはあるか。協働については、協働推進条例が施行され、その理念に基づいて様々な施策が実施されていることやこの条例の特色として、市と市民との協働のみならず、地域の様々な協働の担い手が関わり、まちをつくっていくという仕組みになっていることは事務局の説明でわかっている。

○委員

外国人が参加しやすくなる仕組みづくりの部分で、外国人住民から直接意見を聞くことはしているのか。

○事務局

本市では、多文化共生事業の推進にあたり、指針を策定しており、その策定にあたっては、外国人や町会の方から意見を聴取している。5年ごとに指針を改訂しており、今年度、次期の策定にあたり、調査を実施しているところである。

○議長

この委員会の中で途中集計でもよいので、その調査内容を共有していただくことは可能であるか。過去のものでもよいので、検討していただけるか。

○事務局

そのようにする。

○委員

外国人住民の参加を議論するのであれば、この委員会の委員として登用するということを考えられなかったのか。

○事務局

公募委員として、外国籍の方を入れることは可能であるが、応募がないのが現状である。

○議長

意見聴取する方法は委員でなくとも可能である。例えば、委員会に外国籍の方にきてもらい、参考人として意見を述べてもらうことも考えられる。会の進め方としてこのような手

法は可能か。

○事務局

可能である。

○委員

その人選はどうするのか。

○議長

例えばかわぐち市民パートナーステーションの登録団体に活動している方などが考えられる。

○事務局

登録団体の方からも可能であるが、多文化共生事業で国際交流員や外国人相談員などの外国籍の職員を雇用しているため、その者から意見を聴取することも可能である。

○議長

外国人住民や市内の各部署からの相談を受けている国際交流員などであれば、実際の相談に基づいた外国人住民の生の声や課題を聴けるので有効な手段と思われる。

○委員

出身の国によっても考え方が異なると思われる。

○議長

確かに出身によって、考え方や当たり前の常識も異なると思われる。議論するにあたっては、実際の声のようなデータに基づいて、議論を進める方が好ましい。委員のみならず、広く意見を聴取することが必要であるため、検討してほしい。その他に何か今後の議論を進めるにあたって、ご意見がある方はいるか。学校の中での取り組みや多世代間交流といった部分でもよい。

○委員

事務局からの説明によって、市は様々な施策を行っていることはよくわかった。今後の議論の進め方として、市の取り組みを紹介してもらい、課題などを抽出して、何を議論すべ

きなのかを整理すべきではないか。

○市民生活部長

市は一度事業を始めると、事業を見直し、再構築することを苦手としている側面がある。次回以降、市がどのような取り組みを行っているのか示した上で、多様性や実効性、時代に即した事業となっているのかなど、事業の見直しも含めて、委員の皆様にご意見を頂戴することは、重要なことだと考えている。

○議長

市民生活部長より提案があったように、今後の議論の進め方として、市の取り組みについての事務局の説明後に、実効性や改善案などを議論する手法がある。次回までの課題として、1つは議論に必要なアンケート調査などの根拠となるものを用意してもらうこと。もう一つは、諮問に該当する部分を中心に、市の取り組みを取り上げて、議論を進めていこうと思う。そのような手法でよいか。

○事務局

可能である。

○委員

資料はどのタイミングでもらえるのか。

○事務局

次回の会議の1週間前を目安に委員に資料を送付する。

○議長

他に何かご意見はあるか。

○委員

例えば、コミュニティスクールのことであるが、私はコミュニティスクールの審議委員を担っている。どのような制度となっているかなどの概要であればこの場で紹介することは可能だと思われるが、中身の問題点などを議論するとなるとこの委員会で議論することが適切なのだろうか。事務局として、本来議論すべきテーマに絞って議論を進めていくことが妥当だ

と考える。事業の羅列だけであれば、議論の中身が浅くなるので、方向性を示してほしい。

○議長

例えば、前期委員の意見にあるような連携に関しては、コミュニティスクールの取り組みがあり、その中でどのような課題があるのかといったことがあれば、議論がしやすくなると思われる。ただし、所管が異なる部分について、この委員会で議論することが適切なのかといった課題はあるが事務局としてはどうか。

○市民生活部長

部局が異なるからといって、情報収集できないわけではない。この委員会が出た意見は事務局として調べる。ぜひ、積極的にご意見いただきたい。新たに委員になられた方々は事務局から一度に説明を受けても何が課題なのか、何を議論してよいのか不明な点が多いと思われる。まずは、事務局から協働を推進するために行っている事業について、ポイントを押さえ、課題を説明しながら、議論を進めていただければと考えている。

○議長

ポイントを絞って議論した方がわかりやすいので、市の事業をいくつかピックアップし、課題や問題点があるものの事例をあげていただきたいと思う。また、これまでの議論にあったとおり、諮問事項について議論するために必要な根拠となる資料も次回の委員会までにお示しいただきたいと思う。次回の委員会の日程はいつ頃になるのか。

○事務局

この後の7 議事（2）その他の部分で詳しく説明するが、別紙「審議の進め方について」のとおり、次回の委員会は令和4年2月から3月頃に2回目の委員会を予定している。

○議長

別紙「審議の進め方について」のとおり、答申までには皆さんで議論する大まかなスケジュールがわかった。本日の意見以外にも意見があれば、今後の委員会でご意見を頂戴したい。その他、何か意見がある方がいるか。

（「特になし」との声あり）

特にないようなので、次に7 議事（2）その他に移る。事務局より。説明を求める。

7 議事（2）その他

○事務局

今後の当委員会におけるスケジュールについて、再度説明する。委員の皆様の任期は、2年となっている。前回委員会の議論を深めながら、その任期内に諮問に対する答申をまとめていただきたいと考えている。年に1～2回程度の委員会を開催する予定である。大まかな予定は、別紙「今後の審議の進め方について」のとおりである。次回委員会の開催にあたっては、事務局より、開催のお知らせと共に、協働の推進にかかる施策の手法の考え方やご意見いただいた内容を基に資料を作成し、事前を送付する。それに対する委員の皆様のご意見を頂戴し、議論を深めていただきたいと考えている。本市の協働事業やかわぐち市民パートナー登録団体の情報は、市ホームページでご確認いただけるため、ご意見をまとめていただく際の参考として、別紙の裏面に市ホームページの URL 等を記載させていただいたので、必要に応じてご確認ください。その他については、以上である。

○議長

今後の議論の進め方が示されたが、何か意見がある方がいるか。

（「特になし」との声あり）

特にないようなので、これで、本日の議題はすべて終了する。長時間にわたり、ご審議いただき感謝申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しする。

8 閉会（11時30分）

○事務局

以上をもって、令和3年度第1回協働推進委員会を閉会する。

会議の内容については、以上のとおりです。

令和3年10月26日

川口市協働推進委員会委員長

石阪 督規

川口市協働推進委員会委員

美田 昌宏
